

岩手県告示第358号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年5月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年4月22日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社関建設
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市磯鶏二丁目4番18号
 - ウ 代表者の氏名 関長吉
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第8808号
 - (3) 処分の内容 大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年4月18日付けで大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年4月22日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社協同
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字牧野林890番地2
 - ウ 代表者の氏名 去石克巳
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-20）第10056号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年3月29日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年4月12日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 岩手工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町西安庭第35地割20番地8
 - ウ 代表者の氏名 田中勝男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第20726号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年4月4日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成25年4月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社秀明
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町後藤3地割30番地1
 - ウ 代表者の氏名 多田秀樹
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第50265号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成25年4月10日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。